

全国青年 司法書士 協議会



全青司ホットラインをはじめとする
各種無料相談 実施中！

穏やかに安心して暮らせる生活を、
カいっぱいバックアップします！



1

司法書士とは

2

全国青年司法書士協議会とは
組織概要
組織図

3

全国青年司法書士協議会の
活動（外部）
全青司ホットライン
専門相談ダイヤル
災害時法律相談
電話相談事業
市民向けシンポジウム
法律教室
意見書・声明文

5

全国青年司法書士協議会の
活動（内部）
全国研修会
全国大会
研究活動（委員会事業）
月報全青司

7

発行物の紹介
ホームページの紹介

司法書士とは

生きてると、想像もしなかった出来事が起き、不安なことやつらいことにたくさん遭遇します。

- 家を買おうと思うけど知らないことが多すぎる！
- 借金のこと頭がいっぱいで生きた心地がしない。
- 高齢で一人暮らしをする故郷の親の身が心配・・・。
- 自動車事故でぶつけられたのに泣き寝入り？
- 子どもがいない私たちの財産は将来どうなるの？
- 自分の会社を起こしたはいいが経営が行き詰っている・・・。
- 離婚すべきか悩んでいるけれど何から相談したらいいの？
- 養育費の取り決めをしたのに払ってもらえない。
- 不当な理由で会社に解雇された。



みなさまがこのような問題に遭遇された時、解決に向け、使える法律の知恵と等身大のアドバイスを提供する。それが司法書士の仕事です！

司法書士にできることって、実は相当広いことをご存じですか？きっとお役に立てるに違いありません。相談費用については柔軟に対応いたしますし、プライバシーや秘密は厳守します。

みなさまがお住まいの街にも「司法書士事務所」の看板がきっとあるはず。

最寄りの司法書士に安心してご相談ください。

全国青年司法書士協議会

とは

1970年2月1日、静岡県熱海市で開催された創立総会に約220名の青年司法書士が集い、「全国青年司法書士連絡協議会」が発足しました。以来、毎年全国大会を開催し、その時々テーマで司法書士制度をめぐる研修の機会を設けています。また、1972年9月からは毎年全国研修会を開催するようになり、年に二回、全国の会員が一堂に集い、制度研究・実務研修を行うとともに、交流を続けています。また、1993年からは名称を「**全国青年司法書士協議会（以下全青司）**」に変更し、ナショナルセンターとしても役割をより明確に位置づけ、現在では各委員会を中心として幅広い分野で活動を行っています。

私たちは「市民の権利擁護及び法制度の発展に努め、もって社会正義の実現に寄与する」を目的として、市民のために私たちができていることを考え活動しております。



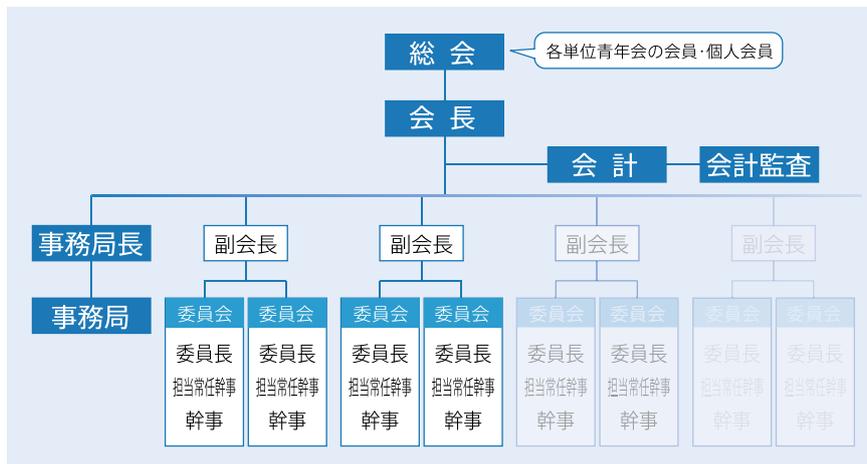
司法アクセスの拡充のために全青司ホットラインなどを設置し、みなさまがたからのご相談をお待ちしております。

司法書士は、身近な法律家としてその歴史を歩んできました。そして身近な法律家であるため、日々の研鑽を怠らず、情報を発信し、身近な法律家として、全青司会員一同努力を続けて参ります。

組織概要

名称	全国青年司法書士協議会（全青司）
創立	1970（昭和45）年2月1日
目的	全青司は、法律家職能としての使命を自覚する青年司法書士の緊密な連携を図り、市民の権利擁護および法制度の発展に努め、もって社会正義の実現に寄与することを目的とする（会則第2条）
会員数	2592人（2019（平成31）年1月1日現在）
事務局	〒160-0004 東京都新宿区四谷二丁目8番地 岡本ビル5階 電話：03-3359-3513 F A X：03-3359-3527

組織図



活動紹介 (外部)

全青司では、市民のみなさまにさまざまな形でお役にたてるように、相談事業、法律教室、フォーラムの開催などさまざまな活動を展開しています。

相談事業については、タイムリーかつ市民のみなさまがアクセスしやすいように心がけています。

また法律教室や各種フォーラムについては開催のご希望をいただければ、情熱あふれる全青司の会員の司法書士がお伺いします。



全青司の会員は情熱をもって、市民のみなさまに役立つ活動を続けていきます。

📞 全青司ホットライン

身に覚えのない請求が来て困惑している、知り合いや借入先から訴えられて困っている、困り事があるが相談できる法律家が近くに見当たらないなどのお困り事がある方に対して、司法書士が無料にて相談を承ります。特に簡易裁判所に訴えられたが、対応する時間も少なければ、すぐに対応してくれる法律家が見つからないという場合はご相談ください。

全国すべての簡易裁判所での訴訟に対応できるよう、全青司内で連携をとっているため、必要な場合は近隣の司法書士をご紹介することも可能です。

受付時間 平日(月～金) 14:00～18:00 **TEL : 03-3359-3639**

📞 専門相談ダイヤル

養育費、生活保護、労働トラブルに関して、専門相談ダイヤルを設置しています。各分野に特に精通した司法書士が電話相談を承ります。

専門相談ダイヤル(各相談共通) **TEL : 03-3351-4911**

受付時間

生活保護専門ダイヤル	月曜日 13:00～15:00
労働トラブル専門ダイヤル	水曜日 17:00～19:00
養育費専門ダイヤル	金曜日 13:00～15:00 (祝日は除く)

Facebook

<https://www.facebook.com/全青司-専門相談ダイヤル-2497380627171999/>

災害時法律相談

東日本大震災や熊本地震の際には、被災地の仮設住宅において巡回相談を行っています。また、原発事故被害者への損害賠償手続きの相談会や被災者支援制度の提言なども行っています。こうした地震だけでなく、台風災害、豪雨災害といった自然災害が発生した際に災害対策本部を立ち上げ、被災地に赴き、巡回相談を行うなどの対応をしています。

電話相談事業

全青司では市民の方に影響が予想される社会問題に対応するため電話相談事業を行っています。近年では全国各地の単位青年会の協力のもと、生活保護・労働・養育費に関する全国一斉相談会を開催しております。

また、その時々タイムリーな相談に対応するためにセクシュアル・マイノリティ電話相談会や銀行カードローン等による多重債務トラブルに関する電話相談会を開催しました。

このような社会問題に対しては、電話相談会で市民のみなさまからの相談に応じるとともに、みなさまからのご相談内容を分析し、対外的に意見を発信していき、社会に対する問題提起も行っています。

市民向けシンポジウム

登記制度、司法書士制度、憲法、民法、消費者法など様々なシンポジウムを開催しています。

法律教室

全青司では、より多くの子どもたちに法を身近なものと感じてもらい、社会に出たときにトラブルに巻き込まれないよう、また、巻き込まれても適切な相談機関に行きつくことができるような「生きる力」を付けてもらいたいと思い、さらに困ったときの相談機関の一つとして私たちを知ってほしいと考え、全国の児童養護施設や外国人学校等に案内を送付し、開催を希望された施設や学校で法律教室を開催しています。

ご希望に応じて様々なテーマ（教材）や方法で青年司法書士が法律教室を開催させていただきます。

意見書・声明文

全青司では、さまざまな社会問題や法改正などの法律に関する問題に対して、意見書や声明文を発信しています。市民のみなさまの目線に立ちつつ、法律家として対外的に意見や声明を発表していくことで、市民のみなさまにとってよりよい社会になるよう活動を行っています。

なお、近年発出した意見書・声明文については、全青司ホームページよりご覧いただけます。

活動紹介 (内部)

全青司では**市民のみなさまのお役にたつ事業を推進する**とともに、会員の資質向上を目指して、会員向けの研修会にも力を入れています。主には秋に行う全国研修会と春に行う全国大会があり、これら以外にも各地で会員向け研修会やフォーラムも開催しています。

また、会員間の情報の共有を目的として月報全青司を発行しています。



全青司の会員は**市民のみなさまのお役に立つために資質向上の努力も怠りません。**

全国研修会

全国研修会では年1回、毎年9月から10月ごろに開催されます。毎年各地の単位青年会が主管し、さまざまな場所で行われます。内容やテーマも毎年異なりますが、最先端かつ幅広い分野の研究成果の発表などを通じて、全青司の会員の資質の向上をはかっています。



全国大会

全国大会は年1回、毎年2月から3月に定時総会と併せて開催されます。こちらも全国研修会と同様、毎年各地の単位青年会が主管するため、さまざまな場所で開催されます。全国大会では過去の出来事や司法書士の現状を検証しながら、青年司法書士として進むべき道を検討していくことで全青司の会員の資質の向上をはかっています。



🌐 研究活動（委員会事業）

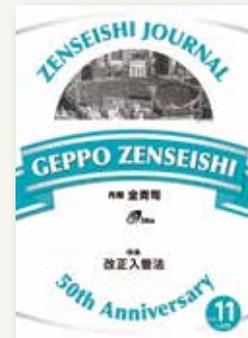
全青司は単に研究団体にとどまらず、一人一人の会員が登記、訴訟等を通じ、法の担い手として、市民の権利擁護と自由で公正な社会の実現をするために、様々な委員会を設置して、以下の活動を実践しています。

市民の側に立つ法律家としての視点を基軸として、司法制度・司法書士制度、不動産登記制度、憲法問題、民法を市民にとって利用しやすくするための各種提言、相談ができる法律家が近くにおらず困っている方に対する無料電話相談（平日毎日の相談に加えて、養育費・生活保護・労働問題に特化した電話相談窓口も2019年度から開設）、中小企業法務支援、裁判外紛争解決手続、消費者被害や労働問題、貧困問題に対する提言、児童養護施設・外国人学校等への法律教室の開催、セクシュアル・マイノリティの方々への差別解消に向けての活動、その他人権擁護運動を積極的に行っています。

この他に全国大会及び全国研修会について実行委員会とともに企画を練り上げ、運営を支援する委員会や「月報全青司」の企画・編集を担う委員会も設置しています。

🎀 月報 全青司

全青司では会員向けの機関誌として月報全青司を発行しています。社会問題や判例の最新動向を特集したり、各地の単位青年会の活動を紹介したりしながら、会員間の情報共有をはかっています。



身近な法律ハンドブック

「身近な法律ハンドブック」は主に児童養護施設での法律教室を開催するための教材として作成されました。現在は多くの高校等での法律教室でも活用されています。また、2019年には、外国人の留学生や労働者の方々が消費者被害などを受けないように「やさしい日本語版」と「英訳版」を作成しました。各地の法律教室でご活用いただきますようお願い致します。



ホームページのご紹介

全青司では最新の活動状況を一般のみなさまにお伝えしたり、会員間で情報共有するためのツールとしてホームページを開設しています。110番・フォーラムなどの開催告知などもホームページ上で随時行っておりますので、ぜひ一度ご覧ください。

<http://www.zenseishi.com/>

【「全青司」で検索】

全青司フェイスブック

<https://www.facebook.com/zenseishi/>

